

# 不適切な譲り受け側の排除のための 情報共有の仕組みの運用について

中小企業庁 財務課

# 不適切な事業者の排除について

- 改訂後の「中小M&Aガイドライン」においては、不適切な買手の排除のため、個別の支援機関における信用調査の実施の他、業界内での情報共有の構築、多くの個別の支援機関が参加し、広く浸透することを強く求めているところ。
- なお、情報共有の仕組みに参加していない場合には、アドバイザー契約締結前にその旨を顧客に説明することを求めている。
- 情報共有の仕組みを浸透させるためには、一定の統一した運用が求められるところ。

## 業界内での情報共有の仕組みの構築

- ✓ 不適切な譲り受け側の排除を実行可能なものとしていくためには、自らが支援した譲り受け側について、**最終契約の不履行等の不適切な行為を働く者に係る情報を業界内で共有する仕組みの構築が期待**される。
  - ⇒当該仕組みにおいては、情報共有の範囲内における情報管理を前提とした上で、**可能な限り多くの仲介者・FAが参加し、中小M&A市場における信頼性を確保するための基盤として実効性のある形で浸透することが求められる**。
  - ⇒仲介者・FA等の支援機関にはこのような**情報共有の仕組みに参加することによって、自らの支援の質、ひいては中小M&A市場の質の確保に努めることが強く望まれる**。
- ✓ また、**仲介契約・FA契約締結前**に、このような**業界内での情報共有の仕組みへの参加有無**（参加していない場合にはその旨）について、**依頼者に対して説明しなければならない**。

情報共有の仕組みを浸透させるためには、一定の統一した運用が求められる

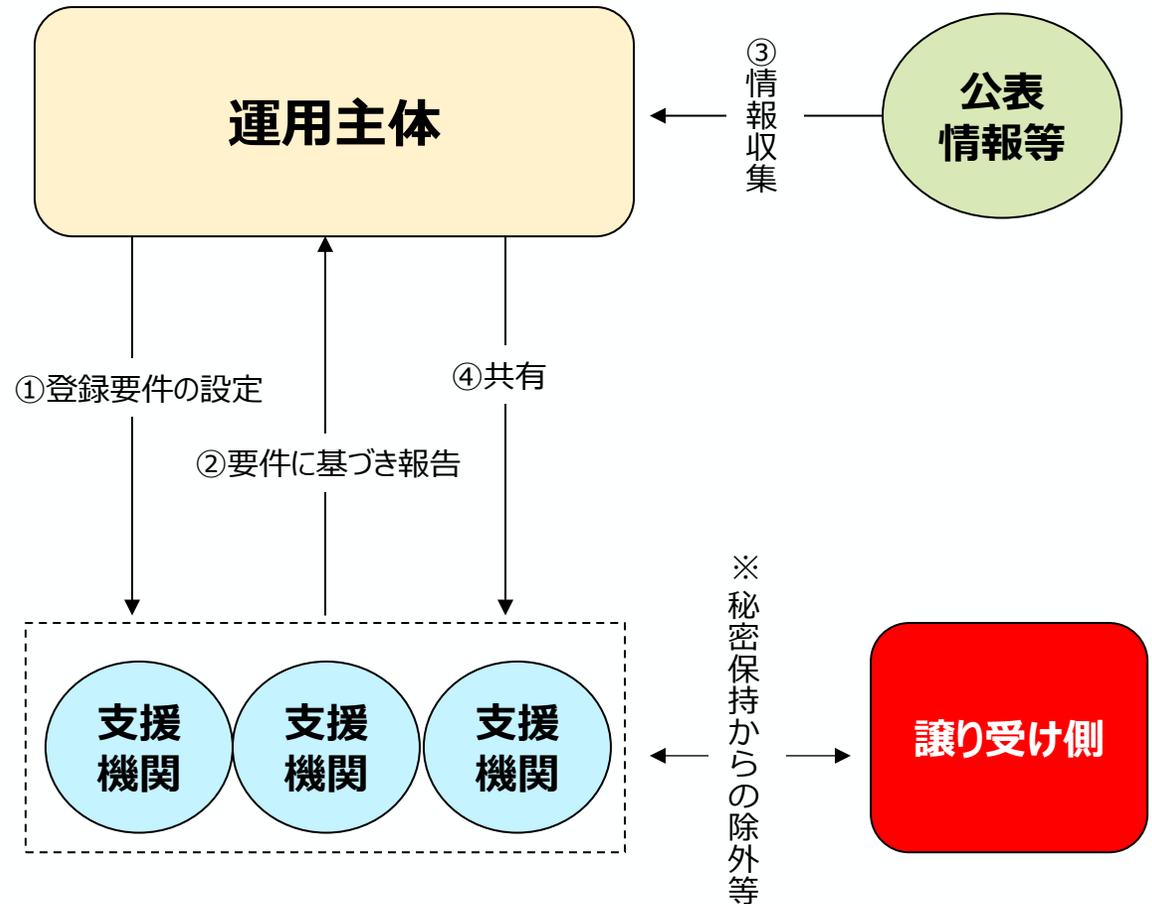
# 情報共有の仕組みにおいて求められる運用について

- 情報共有の仕組みについては、不適切な譲り受け側を排除するため有効な形で運用され、業界内で浸透する必要がある。
- このためには、業界内で一定の有効性を備えた上で当該仕組みが構築され広がっていくことが求められる。
- このため、求められる運用をガイドラインとは別途示すこととしたい。

## <基本的なスキーム>

- ①運用主体が、情報の登録が必要となる一定の登録要件を設定する。
- ②参加者は、顧客である又は顧客であった譲り受け側について、登録事由に該当する情報を得た場合に、当該情報を運用主体に報告する。
- ③加えて、運用主体は、報道、プレス等を基にする公表情報の収集や、情報提供を受け付ける窓口を設置の上、当該窓口に対して寄せられた情報を収集する。
- ④運用主体は、②③の情報について確認の上、参加者全体に情報を共有する。

※なお、情報共有の仕組みにおいて、情報の共有がなされた譲り受け側との取引停止を参加者に強制する場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）上、違法となる可能性があるため、共有される情報に基づき、参加者が自らの責任で取引可否を判断することとする必要がある。



## 情報共有の仕組みにおいて求められる運用について

- 想定される登録事由は下記のとおり（詳細資料 2 参照、下記主な事項を抜粋）。

### <登録事由>

- ① 最終契約において対象会社の債務に対し、譲り渡し側の経営者が提供する保証及び担保（以下「経営者保証等」という。）の解除が譲り受け側の義務（努力義務を含む。）として合意された場合において、
  - a. 譲り渡し側の経営者保証等がM&Aの成立後（譲り渡し側経営者がクロージング後の一定期間において代表として残留する等の事情からクロージング後の特定の期日の到来後に経営者保証等を解除することを譲り受け側の義務（努力義務を含む。）合意された場合にあっては、当該期日後）、保証の解除にあたって合理的に要する一定期間を経過した後も解除されないとき
  - b. 譲り受け側が保証の提供先の金融機関等と譲り渡し側の経営者保証等の解除に向けた相談をすみやかに（譲り渡し側経営者がクロージング後の一定期間において代表として残留する等の事情からクロージング後の特定の期日の到来後に経営者保証等を解除することを譲り受け側の義務（努力義務を含む。）合意された場合にあっては、当該期日後すみやかに）開始しないとき
  - c. 保証の提供先の金融機関等が譲り渡し側の経営者保証等を解除できないと判断した場合又は解除にあたって条件が付けられる場合において、譲り受け側が借換・一括返済、解除にあたっての条件の充足等の手段により譲り渡し側の経営者保証等の解除を実現しないとき
- ② 最終契約において譲渡対価を分割払いにする場合又は退職慰労金をクロージング日以降の後払いとし、支払い要件が期日の到来のみとしている場合において、当該期日を過ぎても支払いがなされないとき
- ③ 上記に加え、「その他譲り渡し側に重大な損害を与えるおそれが客観的な証拠により認められるとき」との要件を設定した上で、個別の情報について参加者及び運営主体がその内容を踏まえて登録することも考えられる（ただし、この場合にあっては、当該情報に係る譲り受け側に対し、情報共有する前の段階における適切な救済措置（弁明の機会の付与等）を設け適正手続の担保を図ることが相当。）。

# 情報共有の仕組みにおいて求められる運用について

- その他、必要となる対応は下記のとおり（詳細資料 2 参照、下記主な事項を抜粋）。

## <情報の内容・記録>

- ✓ 共有される情報には、取引の可否を判断する上で重要となる情報（社名、法人番号、代表者名、役員名、登録日、登録事由、備考（現在の状況等））が含まれる必要がある。
- ✓ 加えて、情報の共有範囲には、公的相談窓口である全国の「事業承継・引継ぎ支援センター」も含める必要がある。
- ✓ 運営主体は、上記の情報その他、登録された個別の譲り受け側ごとに、必要となる情報を適切に記録保存することが求められる。

## <登録された譲り受け側への対応>

- ✓ 参加者は、登録事由に該当する場合に運営主体及び他の参加者に対して、情報共有が可能となるよう秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う必要がある。
- ✓ 運営主体は、譲り受け側が自らの情報共有の仕組みへの登録状況について問い合わせを受け、登録されている情報を開示するための窓口を設置する必要がある（異議申し立てが行われる場合には、当該登録事由への該当性を再度確認の上、相当の理由があると認められる場合には登録を抹消する必要がある。）。

## <その他参加者の義務>

- ✓ 登録事由に該当する情報を取得したとき、運営主体に速やかに報告することが求められる。
- ✓ 登録事由に係る事実に変更が生じ、登録事由に該当しなくなったことを知ったときには、当該事実を運営主体に報告することが求められる。
- ✓ 共有される情報をM&Aに係る支援業務の目的に限り利用することが求められ、参加者の組織内で適切に共有範囲の設定の上、情報管理を適切に行う必要がある。

## <その他運営主体の義務>

- ✓ 参加を申請する者について、反社会的勢力との関係の有無等について確認しこれらに該当する場合には参加を拒否することが求められる。
- ✓ 参加者が義務違反等、参加を継続することが適切でないと判断される場合には、情報共有の仕組みから排除する必要がある。
- ✓ 情報を共有するシステムについて、必要となる投資を実施の上、金融機関等の参加者が標準的に依拠するFISC安全対策基準などに準拠したセキュリティ対策やなりすまし防止措置等により、情報管理を適切に行う必要がある。

## 御審議いただきたい事項

- 情報共有の仕組みについての運用について、御意見があればお伺いさせていただきたい。
- その他、中小M & Aにおける規律の浸透に向け必要となる取組等について御議論をいただきたい。